

## 記事資料

在ベトナム日本国大使館  
平成26年2月10日

件名：平成25年度日本NGO連携無償資金協力  
「ディエンビエン省における妊産婦・新生児の健康改善事業（第2期）」  
贈与契約署名式

1. 2月10日（月）、日本政府は、在ベトナム日本国大使館において、特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパンとの間で、平成25年度日本NGO連携無償資金協力「ディエンビエン省における妊産婦・新生児の健康改善事業（第2期）」の贈与契約の署名式を執り行った。

- (1) 贈与契約締結額

455,612 米ドル

- (2) 実施団体

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン

## 2. 案件内容

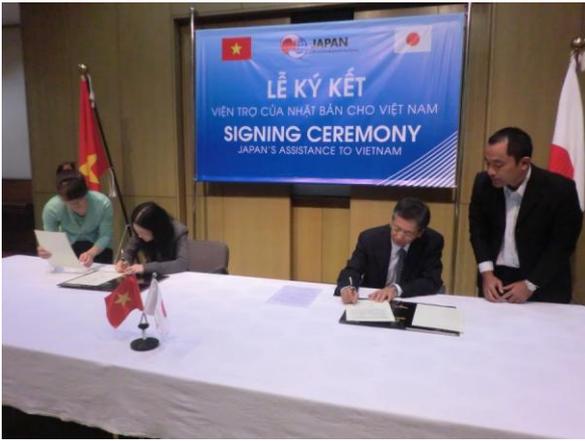
- (1) ベトナム北西部のディエンビエン省における保健施設は慢性的な資金不足のため、既存の保健施設の多くがベトナム政府の基準を満たしておらず、施設や機材の整備は都市部に比べ大きな遅れを取っている。また、伝統的な農耕生活を営む少数民族が多く住むこの地域では、保健サービスが無料で提供されているにも関わらず、保健施設へのアクセスの悪さや言葉や文化の壁から、自宅出産率が高く、産前健診等の受診率も低い等、住民の保健サービス利用率は低い。

このような状況に鑑み、平成24年度日本NGO連携無償資金協力を活用し、ワールド・ビジョン・ジャパンは、ベトナム保健省やディエンビエン省保健局等と連携して、ディエンビエン省の中でも貧困率が高くニーズの多い、ムオンチャ郡及びトアンザオ郡において、当該地域の保健施設の改善、地域住民の妊産婦・新生児ケアサービスへのアクセス向上等に向けた取り組みを実施してきた。

- (2) ワールド・ビジョン・ジャパンは、昨年度の活動成果を踏まえ、引き続き、平成25年度日本NGO連携無償資金協力によりこの取組を継続し、保健施設の改善（既存保健施設の改修、機材の供与）、郡・コミュニティ・村落レベルの保健スタッフの妊産婦・新生児ケアに関する知識・スキルの向上、妊産婦や保護者への妊産婦・新生児ケアに関する知識の普及等を行う。
- (3) なお、ワールド・ビジョン・ジャパンは、開発援助、緊急人道支援等において世界各地で活躍されている日本のNGOであり、ベトナムにおいても、これまで教育分野、障がい者支援事業をはじめ幅広い分野で事業に取り組んでいる。
- (4) また、本案件は、女性を対象とする保健医療分野の取組を強化するものであり、日本政府が現在積極的に行っている女性関連案件（ジェンダー案件）の支援である。

3. 署名式では、深田博史 駐ベトナム日本国特命全権大使と特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン 三浦 真穂 プロジェクト・スーパーバイザーが贈与契約書に署名を行った。

4. なお、本事業は、日本NGO連携無償資金協力国際協力重点課題事業（アジアにおける貧困削減に資する事業）である。



署名式の模様



(参考) 平成24年度「ディエンビエン省における妊産婦・新生児の健康改善事業」の実施風景  
(モン族の村落において、若い母親に対して新生児ケアについて指導する、本事業でトレーニングを受けた村落保健員)

本件に関するお問い合わせ先  
在ベトナム日本国大使館  
担当：鈴木 健太郎  
電話：+84-4-3846-3000  
FAX：+84-4-3846-3048